

『非営利会計論 15 講』 練習問題解答例

2024.2.25 新世社

第 1 講 非営利会計の講義を始めるにあたりースタートアップー

□1

一般的に「マクロ会計」は国民経済計算（SNA）として経済学で取り扱われ、「ミクロ会計」は会計学において取り扱われる。ミクロ会計には、企業会計、財務会計、非営利組織会計及び家計会計がある。企業会計は、外部利害関係者の利害調整や意思決定のための会計としての財務会計、企業内部者の経営意思決定に資するための管理会計等に区分される。非営利会計である政府会計や非営利組織会計も財務会計、管理会計（予算会計）に区分される。

なお、政府会計の領域では、中央政府及び中央政府が出資して設立された法人（独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等）、地方政府（地方公共団体）及び地方政府（地方公共団体）が出資して設立された法人（地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人等）を対象とする。また、非営利組織会計の領域では、その主要なものとして、公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、消費生活協同組合や農業協同組合等のその他の非営利組織を対象とする。

□2

会計責任説とは、「ある者の活動とその活動の帰結を他者の便益に対して説明する義務」である会計責任に焦点をあてる考え方のことである。他方、「意思決定説」とは、意思決定者にとって有用な会計情報を提供することに焦点をあてる考え方である。

企業会計では、会計情報の主要な利用者として「資本市場を前提とした投資家等」を想定している。しかし非営利会計では、会計情報の主要な利用者としては、「議会制民主主義に基づく健全な市民社会に参画する一般市民等、医療・福祉・教育等の公共的サービスや上下水道等のインフラストラクチャーからサービスを受益する利用者、協同組合の組織参加者等」になる。

企業会計では会計情報は、投資家が企業価値評価をする際の将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つための重要な情報になる。それに対して、非営利会計における会計情報は、政府等や非営利組織の全般的な財政状況の判断、公共サービスの提供に係る努力と成果等に関する測定を行い、政府運営や組織運営の責任者の信任・不信任といった意思決定を行うための有用な情報となる。

換言すれば、企業会計における投資家等の意思決定は「経済的意思決定」が中心となるのに対して、非営利会計における市民等や組織参加者等の意思決定は「（組織運営に係る）政治的意思決定」が中心であることになる。

□3

本来的には、政府及び非営利組織と企業組織は目的等が異なることから、その活動実態を写像する会計の考え方も異なるべきと考えられる。しかし、政府及び非営利組織に係る会計改革は、ニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management）に基づく政治的潮流や思想の影響の下、組織形態や組織行動の変革に係る法改正がなされ、その結果として非営利会計の改正がなされるという流れにあった。

このニュー・パブリック・マネジメントの理論的源泉としては、新制度派経済学及び民間営利企業におけるマネジメントの考え方があげられ、ニュー・パブリック・マネジメントに基づく行政改革は、市場原理に類似した調整を中心的な原理として、税財源や行政の人的資源等及び行政サービスなどの業績に係る効率的なマネジメントに焦点が当てられる。

したがって、現在の非営利会計の領域においても、企業会計の考え方が大幅に非営利会計に導入されてしまい、「原則として一般に公正妥当と認められた企業会計の基準」が非営利会計の会計基準を改革・形成する際の基本的な考え方となってしまう形となっている。

第2講 政府会計の基礎概念と今後の方向性

□1

政府・地方公共団体は、公的サービスを提供するために国民から税金等を徴収していることから、国民に対する公的説明責任がある。政府に求められる公的説明責任とは、予算の執行結果の報告だけでなく、政府の財務業績、サービス提供の効率性・有効性、財政の持続可能性などについて報告するというように、その範囲が拡大している。官庁会計は現金主義の予算の管理には適しているが、下記のような限界がある。

① スtock情報とコスト情報の提供機能

官庁会計は、現金の収入と支出の事実に基づいて、一定期間における財源の受入とその使用の状況を明らかにすることはできるものの、政府が保有している将来の行政サービスに利用可能な資産の残高や、将来にわたって返済しなければならない負債の残高を会計記録からは明らかにすることができず、Stock情報を網羅的に提供する機能に限界がある。

また、行政サービスを提供するために取得した建物や道路などの固定資産は長期にわたり利用されることを通じて行政サービスに供されるものであるが、官庁会計では、これらの資産の費消実態を反映した各年度のコスト負担（減価償却費）を会計記録から明らかにすることができず、行政サービスに要した実質的なコスト情報を提供する機能に限界がある。

② アカウンタビリティ（説明責任）

政府がアカウンタビリティを果たすうえでは、予算の執行状況はもちろんのこと、世代間負担の衡平性を明らかにすることが重要である。発生主義会計に基づく貸借対照表で

は、期末時点における概括的な財政状況や地方債などの将来負担額を説明するための情報を提供し、また純資産と負債の構成比率などを見ることで世代間負担の状況が把握可能になる。行政コスト計算書では、当年度の行政コストと税収等の収益を対比させることにより、当該年度の収益により当該年度のコストが賄われたかどうか（期間衡平性という）、つまり将来世代への負担の有無などを判断するための情報を提供することができる。

③ 財務マネジメント

発生主義会計では、網羅的なストック情報と正確なコスト情報に基づいて、正確な資産、負債の構成や事業別・組織別の行政コストを把握することができる。政府の財政状態を理解し、行政活動の経済性、効率性、有効性を評価し、資源配分、予算編成のあり方を見直し、徴収した税金を有効かつ効率的に活用するといった適切な財務マネジメントを実行することが可能になる。

□2

政府会計の利用者には、議会、住民、行政の首長・マネジメント、債権者・与信者など多様な利害関係者（ステークホルダー）がおり、それぞれ情報へのニーズがある。

住民は、納税者であり、公共サービスの受領者であり、有権者である。また、議会は住民を代表する機関である。住民は、立法や行政に対して、様々な意思決定をしている。例えば、首長・議員の選出など投票による意思決定、政府の財務業績の査定、政府が課す税金や料金の水準の評価、提供されたサービスの量と質の評価などがある。

住民や議会が必要とする情報ニーズには、資金が予算どおりに執行されたか、予算の超過や予算の執行残がないか、効果的なコスト抑制が実施されているか、提供されるサービスの質的・量的な改善がなされているか、個々の事業の内容はわかりやすく説明されているか、サービス提供能力の持続可能性はあるか、債務返済能力はあるか、子どもや孫への財政負担がないかなどがある。

行政の首長やマネジメント（経営層）にとっては、財務情報は、行政の基礎情報（資産・負債・費用の管理、予算編成・事業評価への活用）であり、財務情報の見える化や、住民と議会への説明責任を果たすうえでも、必要な情報になる。行政のマネジメントにとっては、住民の視点から財務情報をわかりやすく説明することが大もである。

国債・地方債等の債権者・与信者にとっては、政府が借入金を約定どおり返済できるかどうか、債務償還能力を評価するために必要な情報になる。

発生主義会計は、このような情報ニーズに対応することができるのである。

□3

国際会計士連盟（IFAC）公会計委員会によれば、予算制度と財務報告の関係は、次の3つに分類できる。

- ① 予算と財務報告ともに発生主義会計に移行している統合的なシステムを採用している、
- ② 予算は現金主義会計であるが、財務報告は発生主義会計というデュアルシステム（2元的システム）を採用している。
- ③ 予算と財務報告ともに現金主義会計を採用している。

英国、オーストラリア、ニュージーランドの政府は、①の統合的システムに該当する。英国の場合、議会と行政を1つの経営組織とみて、政府全体を統合的に経営するという思想がある。

米国の連邦政府及び州・地方政府や、欧州の諸国は、②のデュアルシステムに該当する。予算コントロールのために現金主義会計（修正発生主義会計）を採用し、財務諸表の作成のためには発生主義会計を採用している。

米国の場合は、議会、司法、行政の3権分立のもとで、議会は現金主義（修正発生主義）の予算・決算で管理し、行政は発生主義に基づく説明責任を果たしていくという考え方である。米国の州・地方政府では、ファンド会計（基金会計）と発生主義会計という2つの財務情報を提供し、その調整表を作成することによって、2つの財務情報の関係性を説明している。2つの財務情報には、ファンド会計は財政的な説明責任、財務諸表は事業経営上の説明責任という異なる目的があるとしている。それをどのように利用するかは、利用者の判断に任せるといふ賢明な方法ともいえる。

我が国の予算・決算及び財務報告は、③の現金主義会計のモデルに該当する。官庁会計の決算補足情報として独自の会計基準に基く発生主義会計の財務諸表を作成している。わが国の場合、中央集権が強く、行政（官僚）の力が強い。統治形態では、国は、英国と同じような議員内閣制であるが、地方は、米国と同じような大統領制（首長と議会の2元代表制）である。

我が国においては、議会のイニシアティブや行政の経営改革に基づく会計制度改革が進展することを望むものである。また、政府の財政政策を客観的に国民に情報提供を行うような英国の独立財政機関のような透明性を高める制度の導入も必要である。また、会計基準としては、国と地方公共団体が、国際公会計（IPSAS）を参照にしながら統一することが望まれる。

第3講 非営利会計の基礎概念と今後の方向性

□1

非営利組織の会計には、行政庁が法定の指導・監督を実施するうえで必要な情報を提供すること、財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことがともに期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかが重要であり、望ましい方向と考える。（3.3.2 参照）

□2

貸借対照表の純資産の部は、基盤純資産、使途拘束純資産、非拘束純資産の3つに区分されている。基盤純資産とは、組織基盤として継続して保持することが求められる純資産をいう。また、使途拘束純資産は、資源提供者との合意または組織の機関決定等により特定の資源が使途の拘束を受けるものをいう。非拘束純資産は、それ以外のものである。

（3.5.2（2）参照）

□3

収益認識の3つの要件は、①②③である。

- ① 取引その他の事象の結果、非営利組織が経済的資源に対する権利を得る、または、経済的資源を移転する義務から解放されること
- ② 取引その他の事象が取り消される可能性が極めて低いこと（「確実性」という）
- ③ 信頼性をもって貨幣額によって測定できること（「測定可能性」という）

(3.3.5 (3) 参照)

第4講 国の会計

□1

「国の財務書類」（令和3年度）によれば、資産合計は723.9兆円、負債合計は1411.0兆円、資産・負債差額は△687.0兆円（前年度比△31.9兆円）と債務超過となっている。また、業務費用は180.1兆円、財源は139.3兆円、超過費用（いわゆる赤字）は△40.8兆円となっている。超過費用（赤字）の累積の結果、債務超過となっている。

赤字の主な原因は、社会保障の給付と負担の不均衡である。財務省（2023）「財政関連資料」によれば、我が国の社会保障（年金、医療、介護等）の給付費（年金58.9兆円、医療40.8兆円、介護等31.5兆円）は131.1兆円であるが、その財源は保険料74.1兆円と公費（税金）59.0兆円に拠っている。しかし、公費のうち国庫負担36.1兆円は税金で賄うことができず、特例国債（赤字国債）29.1兆円を発行して収支を均衡させている。2020年と1990年（赤字国債の発行なし）を比較すると、少子高齢化を背景として、社会保障の給付費は47.4兆円から132.2兆円と84.8兆円増加したが、国の税収は58.0兆円から69.4兆円と11.4兆円増加したに留まっている。本来は、経済成長を促す政策や増税の政策をとるべきであったが、この30年間、経済は停滞を続け、政策的にも社会保障費に資源配分を大きく変えることも、消費税の増税もできず、赤字国債に依存することになった。

□2

我が国の債務残高（国・地方の長期債務）は、2022年度末に1,257兆円となり、GDP比260%に達している。米国122%、英国103%、ドイツ67%と比べても、我が国は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっている。もしも債券市場において、国債の償還能力に疑問がつくと国債の価格は暴落（金利は急騰）して警告を受けるのであるが、日銀は低金利政策を維持している。

国債価格を維持できている背景としては、国際的には（OECD等）、我が国の消費税率が10%程度であり、欧州の20%～25%に比べて低く、増税の余地があるという意見がある。また、我が国の国債は、日銀が50%以上を保有しており、海外の投資家の保有が少ないという点もある。

しかし、このような財政政策のまま社会保障の水準を維持しようとする、国債や通

貨（円）への信認の低下などのリスクが増大し、財政の持続可能性に問題が生じる可能性が高くなるといえる。

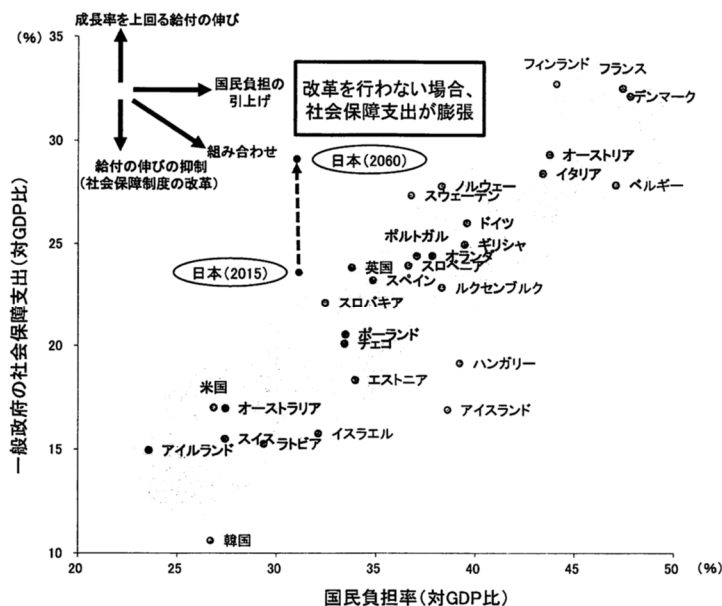
□3

財務省（2023）「財政資料」（pp.9-10）によれば、我が国の国民負担率（租税負担率＋社会保障負担率）は、2020年において、国民所得比47.9%（GDP比33.5%）となっている。他方、社会保障支出GDP比率は27%程度となっており、年々上昇している。我が国は社会保障の水準に比べて、国民負担率が低いのが現状である。

海外の諸国と比較すると、ドイツの場合、社会保障支出のGDP比が25%程度で国民負担率はGDP比40%程度である。フィンランド、フランス、デンマークのような高福祉の国家では、社会保障支出のGDP比が32～33%程度であるが、国民負担率はGDP比43～47%程度である。米国のような自己責任の意識の強い国では、社会保障支出のGDP比が16～17%程度であるが、国民負担率はGDP比26%程度である（下図参照）。

我が国の場合、欧州のような高福祉（税金は高くても老後の不安がない社会）を望むのか、あるいは米国のような自己責任（税金も社会保障も安くして、自己責任で老後を設計する社会）を望むのかは、国民の選択であるが、現状の中福祉政策を維持するためには、財政収支の赤字を解消する必要がある。例えば、ドイツと同程度の国民負担率（GDP比40%程度）を消費税等で賄う政策が望ましいと考える。

（参考）社会保障支出と国民負担の関係



（出典） 財務省（2023）「財政関連資料」 pp.9-10

第5講 独立行政法人/特殊法人等の会計

□1

独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされている（通則法 37）。そのため、国の官庁会計のような単式簿記・現金主義会計（収支会計）ではなく、発生主義会計に基づく複式簿記で会計処理がなされている。また、企業会計を原則とすることから、会計上の「認識」については取得原価主義及び収益に係る実現主義が採用されている。さらに、繰越損失を埋め、残余利益として積み立てるために毎事業年度の損益計算を行うこととされ、企業会計と同様に、費用配分の原則や費用収益対応の原則が定められている。

しかし独立行政法人は基本的に営利を目的とする主体ではないため、通常の業務を実施した場合には、損益が均衡するような会計処理が採用されていることが基本的な特徴となっている。固定資産の会計処理について、このような特徴を踏まえた具体的な仕訳を示すと次のようになる。

① 財源受領時

(借方) 現金預金 ××× (貸方) 運営費交付金債務 (預り補助金等) ×××

②-1 財源支出時 (却資産を取得した場合)

(借方) 固定資産 ××× (貸方) 現金預金 ×××

(借方) 運営費交付金債務 ××× (貸方) 資産見返負債 ×××
(預り補助金等)

②-2 財源支出時 (非償却資産を取得した場合または特定資産を取得した場合)

(借方) 固定資産 ××× (貸方) 現金預金 ×××

(借方) 運営費交付金債務 ××× (貸方) 資本剰余金 ×××
(預り補助金等)

③-1 事業年度末 (償却資産を取得した場合)

(借方) 減価償却費 ××× (貸方) 減価償却累計額 ×××

(借方) 資産見返負債 ××× (貸方) 資産見返負債戻入 ×××

③-2 事業年度末 (非償却資産を取得した場合または特定資産を取得した場合)

(借方) 損益外減価償却相当額 ××× (貸方) 減価償却累計額 ×××

償却資産と非償却資産を取得した場合には会計処理が異なる。償却資産を取得した場合には、取得財源について見返勘定を利用して、いったん負債に振替計上しておき、毎事業年度末に減価償却費を計上すると同時に同額を見返勘定から戻入をして収益化することにより、損益均衡となる。また、非償却資産を取得した場合または特定資産を取得した場合には、取得財源はすべて純資産としての資本剰余金勘定に計上し、減価償却相当額を費用処理せず、損益外の処理として、「損益外減価償却相当額」という名称で計上された資本剰余金のマイナス科目とする。

□2

行政コストとは、独立行政法人が国民に対する行政サービスとしてのアウトプットを産み出すために使用したインプットとしてのコストである。そのため、行政コストは、企

業会計と同様の費用と、それ以外の「その他行政コスト」が認識されることになる。「その他行政コスト」としては、独立行政法人の財産的基礎の減少取引であるが拠出者への返還による財産的基礎の減少取引ではなく資本剰余金の減額に相当するような、損益外減価償却相当額が代表例である。

また、独立行政法人の業務運営に関して、最終的に国民の負担に帰せられるコストがどの程度であるのかという点を示す必要があるため、行政コストから自己収入等、法人税等及び国庫納付額を控除し、国または地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定されるものが注記されている。ここで機会費用とは、独立行政法人の業務活動に充てられる財源が他の用途に用いられていたならば、本来得られたであろう利益のことであり、経済学上のコストの考え方に相当する。具体的には、国等の財産の無償または減額された使用料により賃貸取引から生ずる機会費用、政府出資等から生ずる機会費用、国等からの無利子または通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用などがある。

□3

特殊法人等では、まず収入支出決算が「A表 収入支出決算額算出表」により整理される。これは完全現金主義に基づく決算である。次に、収入支出決算に前年度の未収金や繰越が振り戻され、当年度の未収金や次期繰越が計上されることで資金収支等の見込みが計算される。これは修正現金主義あるいは修正発生主義に基づく決算であり、「B表 収入支出決算（見込）と資金収支（見込）等との関連」により整理される。最後に、資金収支に関連しない減価償却費や引当金繰入額の計算が加えられる。これは「C表 資金収支（見込）と貸借対照表、損益計算書の関連表」により整理される。以上により、完全発生主義に基づく決算が完了する。

特殊法人等によっては、A表及びB表を作成する決算事務を「収支決算」、C表を作成する決算事務を「財務決算」と呼ぶなど、予算会計が優先し、その後に財務会計に変換されていくという二重構造になっている。

第6講 国立大学法人の会計

□1

① 償却資産の取得に係る会計処理

独立行政法人会計基準では、償却資産を運営費交付金、補助金、寄附金等で取得した際に資産見返負債を計上し、減価償却費の計上に応じて当該負債を取り崩して収益化する会計処理が行われている。これは、損益均衡の考え方からの会計処理である。

しかし、国立大学法人会計基準では、運営費交付金、授業料及び寄附金等を財源として償却資産を取得した場合には、当該償却資産の取得時に、その財源である運営費交付金債務、授業料債務等を一括で収益化することとされている。これは、償却資産取得後は引き続き何ら債務を負うものではなく、取得時点で資金拠出者からの負託に応えたものとみ

なすことによる考え方からの会計処理であり、損益均衡の考え方とは異なる考え方である。

ただし、補助金等を財源としている場合には、取得後一定期間内に当該償却資産を処分した場合等に補助金交付元への返還義務が生じる場合があることや、国際財務報告基準でも補助金等を財源として償却資産を取得した場合には耐用年数にわたって収益を認識することとされている等から、財源相当額を長期繰延補助金等として負債に計上し、償却資産の減価償却に応じて每期収益化することとされている。

② 引当特定資産に係る会計処理

国立大学法人は、教育研究の水準を維持するため、保有する施設整備の更新を定期的に行う必要がある、その資金を計画的に留保する必要がある。このような資金の確保は経営努力認定を受けた目的積立金のみでは必ずしも十分とはいえない。また、施設整備等の資金調達のために国立大学法人等債券を発行する法人では、債権者保護のため、債務の償還に必要な資金を計画的に留保する必要がある。

また、国立大学法人は授業料や附属病院収入等の自主的な財源を有することから、損益均衡を原則とする独立行政法人とは異なる財務構造を有している。

これらの状況を鑑み、保有する施設整備の更新等の資金を留保する観点から、学校法人会計基準等を参考に、当該留保資金を減価償却引当特定資産及び国立大学法人等債償還引当特定資産とすることが認められている。

□2

国立大学法人等の技術に関する研究成果を社会実装していくため、産業競争力強化法第21条に基づき、当該成果を事業活動において活用する事業者を文部科学大臣及び経済産業大臣が認定し、国立大学法人が当該事業者に必要な資金の出資、人的及び技術的援助の業務を行うことができることとされている。これが国立大学法人等によるベンチャーキャピタル等への出資といわれているものである。この認定事業者（認定ベンチャーキャピタル）は国立大学法人以外からの出資も募ることから、国立大学法人も有限責任組合員となる投資事業有限責任組合を組成して資金調達をしていくこととなる。

これらの出資により国立大学法人等が取得した有価証券を「特定の有価証券」という。これらの出資は国立大学法人等の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を通じて利害関係者や国民に対して適切な情報開示をする必要がある。この会計処理としては、投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、実際に国立大学法人に現金の収受がなされるまでは国立大学法人等の学長に損益責任を帰属させないとの観点から、国立大学法人等の損益計算に含まれず、資本剰余金を直接増減する損益外処理をすることとされている。

□3

国立大学法人会計基準において開示することとされている「一定のセグメント情報」において、国立大学法人に共通に開示すべきセグメント区分としては、学部、研究科、附属病院、附属学校等があり、少なくとも、①学部・研究科、②附属病院、③共同利用・共同研究拠点、④附属学校、⑤産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が

行う出資事業等を区分して開示することとされる。また、当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について開示される。

このような詳細なセグメント情報を開示する理由としては、国立大学法人等における各法人間の比較可能性の確保することや、国立大学法人の学内における資源配分（予算・人員配置・資産等）の可視化を促進することが、その理由としてあげられる。

第7講 地方公共団体の会計

□1

政府・地方公共団体は、予算の執行状況を報告する（官庁会計の予算・決算）だけでは説明責任を果たしたとはいえ、財政の改善状況をわかりやすく説明するとともに、住民へのサービス提供の努力（コスト）と成果を報告することが求められている。

現状の官庁会計は、決算は、予算の執行状況の報告であり、収入・支出の結果を一覧することができる半面、収入・支出という現金収支だけを管理しており、全ての経済的な資源（有形固定資産、投資など）を十分には管理しているとはいえない。そのため、

- ① スtock情報の欠如（資産・負債を一覧できない）
- ② コスト情報の欠如（行政サービスのコストがいくらか判らない）

という限界があり、その結果、

- ③ 住民への説明責任を十分に果たすことができない
- ④ 行政のマネジメント（意思決定）に有用な情報が提供できない

という課題がある。

これらの課題を解決するために、発生主義会計が採用されている。

発生主義会計は、経済実体をフロー情報とストック情報で表現するものである。フロー情報では、サービス提供のコストとその財源（受益と負担）を表す。ストック情報では、期末時点の資源の運用（資産）と調達（負債・純資産）の全体を表す。このように発生主義会計は、官庁会計では不足しているストック情報とコスト情報を提供することにより、行政のマネジメント改革を支援し、住民へのアカウントビリティを向上することができる。

□2

総務省（2014）「今後の新地方公会の推進に関する研究会報告書」では、これまでの取組の問題点を指摘して、次のような観点から「統一的な会計基準」を提言した。

（1）固定資産台帳の整備

固定資産台帳を作成して、取得価額の情報を記載することとした。固定資産台帳と公有財産台帳等を統合・連携して、財務書類作成の補助簿とすることとした。固定資産台帳の取得価額の情報は、将来の公共施設等のマネジメントに活用することができる。

（2）複式簿記の導入

正規の複式簿記は、帳簿体系の基礎であり、取引の検証機能（取引の記帳者以外の他の者が取引の適正性を確認できる）がある。また、固定資産残高の実在性の検証、事業別

のフルコスト情報の作成にも有用である。原則としては、日々仕訳が望ましいが、システム費用や小規模団体への配慮もあり、期末一括変換方式も認容することにした。複式簿記のシステムを導入していない団体に対しては、総務省が一括変換のソフトウェアを提供することになった。

(3) 統一的な会計基準の特徴

① 財務書類の体系

行政サービスの提供等にどの程度の経常的な費用が必要であったかを行政コスト計算書で示すことに重点を置き、それが税収等の財源によってどのように賄われているかを純資産変動計算書で示すことにしている。さらに、純資産の変動の要因を固定資産の形成分とその他に区分して、財務業績を評価するという表示方法が採用されたが、理解可能性に課題を残している。

② 有形固定資産の評価

有形固定資産の評価基準は取得原価とすること（時価評価はしない）になった。

開始貸借対照表の資産評価では、原則的に取得原価とした。ただし、道路資産の土地については、地方債の償還期間（30年）が経過したもの（昭和59年以前のもの）や、取得価額が不明なものは1円で評価するという簡便な方法を採用した。地方公共団体にとって、道路資産は大きな比重を占めるものであるが、地域によって取得価額情報が不足している状況を配慮して、1円評価を採用した。その結果、道路資産の評価は、地方団体によりまちまちとなり、比較可能性を欠くことになってしまった。

③ 出納整理期間

地方自治法第235条の5で、4月1日から5月31日までの期間は出納整理期間とされ、この期間中に3月末までに確定した歳入の調定や支出負担行為について、未収・未払となっている現金出納を整理するという特殊な会計処理が行われている。出納整理期間の取引を取り込んだかたちで財務書類を作成している。これは、予算・決算との対応関係を保持することが目的である。

④ 財務書類の活用について

統一的な基準のマニュアル作成と、期末一括仕訳システムの整備がなされており、財務情報の活用の充実、人材育成が課題といえる。

□3

一般会計等を対象（全体、連結は対象外）。

新世社ウェブサイトの本書サポート情報欄から別紙のワークシートをダウンロードして利用してほしい。

下記のホームページも参照されたい。

総務省「地方公会計の整備」

<https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/index.html>

総務省「令和3年度決算に係る統一的な基準による財務書類の各地方公共団体のホームページにおける公表状況」

https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/R03_chihou_zaimusyorui.html

各地方自治体の年次財務報告、財政白書などを参照して、官庁会計ベースの財政状況を把握して、それが財務諸表にどのように反映しているかを検討せよ。

「世田谷区の財務分析（解答例）」を参照されたい。

第8講 地方公営企業/地方独立行政法人の会計

□1

資本造成会計とは、料金原価を通じて回収が予定される事業報酬（財務会計上の利益に相当）は、その源泉と用途目的から勘案して、これを企業内に留保し、利益を物的な資本維持のための再投資原資として拘束すべきとする考え方である。

この考え方の特徴は、公共サービスの継続的維持のための公共的インフラ資産（借方）に対応して維持されるべき資本（借方）に恒久的拘束性を付与することを意味している。このような概念は、暗黙的な前提として、独立行政法人会計・国立大学法人会計など多くの非営利会計において残存している考え方であるといえる。

□2

公企業は地域独占企業体であり、経済学的な観点から独占価格が成立し、過大な独占利潤が発生する可能性が生じるため、公共料金規制の必要が生じる。公企業である地方公営企業の料金算定については、適正な原価に基づくものでなければならないとされ、地方公営企業の役務の提供のために要する費用に基づく原価主義による総括原価方式によっている。その際には、「公共料金 = { 原価 - (一般会計等負担 + 国庫補助金等) } + 事業報酬」のような計算式で料金算定が行われる。また、地方公営企業の事業別の事業報酬の算定方式は各種規則等により個別に定められている。

このように、総括原価方式により公共料金を決定している地方公営企業では、利益として事業報酬が想定されており、その事業報酬は基本的に資本費用に相当するものとなっている。事業報酬の算定方式としては、通常、レートベース方式と費用積み上げ方式の2つが考えられている。レートベース方式とは、事業に投下された「真実かつ有効な資産の価値」であるレートベースに一定の報酬率を乗じて事業報酬を算定する方法であり、費用積み上げ方式とは、必要な事業報酬額を個別の費目の積上げにより算定する方法のことをいう。一般的には、他の企業との利潤率の均衡を保持することにより内部資金の調達を可能にしつつ料金の平準化の保障及び経営効率の向上を促す意味から、レートベース方式がより妥当であるとされている。

□3

一般型地方独立行政法人は、公設試験研究機関や美術館・博物館等の公共施設、申請書類等法人を想定しているため、国の独立行政法人会計と同類型である。また、公立大学法人は、国立大学法人会計基準と同類型となる。

公営企業型地方独立行政法人は、現状では公立病院が地方独立行政法人化した例のみ

であるため、原則として、地方公営企業会計における病院の会計と同類型となる。

このように、地方独立行政法人会計基準は、それぞれ異なる業務を1つの会計基準としてまとめられており、かつ、それぞれが特性を有するような独立行政法人会計基準、国立大学法人会計基準、地方公営企業会計基準との各会計基準との整合性を確保しつつ形成されているという、非常に複雑な関係となっている。

第9講 地方公社の会計

□1

土地開発公社が保有する土地の評価については、土地開発公社経理基準要綱により、公有地先行取得事業では、「代替地（取得原価相当による再取得等が見込まれるもの）」「代替地（それ以外のもの）」「特定土地」「(上記以外の) 公有用地等」に勘定区分される。また土地造成事業では、「完成土地等」「開発中土地」に勘定区分される。

公有地先行取得事業では、「代替地」のうち取得原価相当による再取得等が見込まれるもの以外及び「特定土地」は評価替えの対象とされ、「代替地」のうち取得原価相当による再取得が見込まれるもの及び上記以外の「公有用地等」は原価法により評価される。また土地造成事業では、すべての勘定区分の土地が評価替えの対象とされる。

土地開発公社の事業の進捗プロセス等に応じて「特定土地」「代替地」「完成土地等」「開発中土地」が区分された土地について、上記のような時価評価の考え方が取り入れられ、公社の経営状況を適切に表すようにされている。また、上記の評価とは別に、企業会計と同様の減損会計の考え方も導入されている。

□2

地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法による様々な規定等による制度的特性を有する公的法人であることから、企業会計の基準における諸原則や手続との間に必然的な相違点が存在しているため、その観点から、以下の修正が加えられている。

地方住宅供給公社会計基準では、

「資本と利益の区分の原則」及び「単一性の原則」を設けていないこと。

□企業会計の「純資産」に対し、公社会計基準では「資本の部」としていること。

公社法の「利益処分の制限」を踏まえ、「株主資本等変動計算書」に代えて「剰余金計算書」が設けられたこと。

また、地方住宅供給公社会計基準における財務諸表は、地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法の目的に沿って実施する各種事業の成果を、その利害関係者に対して明瞭に開示することが最も重要であるとの観点から、各種事業の損益状況や資産の状態、キャッシュ・フローの状況などを明確化することを目的として、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書が構成されている。さらに、そうした事業種類別の経営成績の明確化を確実なものとするため、補足財務諸表としての「附属明細表」、「財産目録」及びその内訳勘定区分基準である「勘定科目分類表」において、事業別分類をかなり詳細にわたり

位置付けた構成となっている。

□3

地方道路公社は、有料道路制度における資金の回収状況を示すような会計が基本的な考え方となっている。なぜなら、税金のみによる道路整備では相当の時間を要することから、借入金で道路を整備し通行料金で返済する有料道路制度において、一定期間中の総収入と総費用が等しくなるように通行料金が決定されるためである。このような当該通行料金で有料道路の建設等の要した費用がどの程度賄われているのかを示すという考え方が、「償還主義」と呼ばれているものである。

有料道路事業制度は、借入金により道路を建設し、料金収入により定められた期間内に償還し、償還完了後は無料開放する制度であり、毎年度の「収支差」（収入と費用の差）はすべて投下資金（借入金）の償還に充当することになる。そのため、借入金の償還状況を会計処理において適切に把握するため、新たな設備投資資金を積み立てるという企業会計上一般に採用されている減価償却費を計上する方式は採用せず、借入金の償還に充てられる各年度の「収支差」を「償還準備金繰入」として費用計上し、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表の負債に計上する償還準備金積立方式が採用されている。

第 10 講 公益法人の会計

□1

財務三基準とは、公益認定法第 5 条 6 号、8 号、9 号に示された認定要件のうち財務に関する基準をいい、以下の 3 つの基準をいう。

① 収支相償（6 号）

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること。

② 事業比率（8 号）

公益目的事業比率（費用ベース）が 100 分の 50 以上になると見込まれること。

③ 遊休財産額規制（9 号）

遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。

(10.1.2 参照)

□2

公益法人会計基準では、貸借対照表（及び貸借対照表内訳表）、正味財産増減計算書（及び正味財産増減計算書内訳表）、キャッシュ・フロー計算書を財務諸表としている。公益認定法により公益法人が作成を義務付けられている計算書類としては、これに加えて、財産目録、一般法人法により公益法人が作成を義務付けられている附属明細書がある。

(10.3.2 参照)

□3

寄付金の会計処理は、受領したお金を、資金提供者が用途目的を指定して寄贈してくれる場合と、用途目的は、公益法人に任せて、寄贈してくれる場合で、財源の会計処理が2つに分かれる。財源の会計処理を区分することが、公益法人会計基準の特徴的な会計処理である。

寄付金受領時の仕訳は、用途目的を指定する場合としない場合で異なる仕訳になる。

資金提供者から用途目的を指定しないで寄贈された場合

(借) 現金預金	×××	(貸) 受取寄付金 (一般正味財産)	×××
----------	-----	--------------------	-----

資金提供者から用途目的を指定して寄贈された場合

(借) 現金預金	×××	(貸) 受取寄付金 (指定正味財産)	×××
----------	-----	--------------------	-----

貸借対照表において、目的別の表示のため

(借) ○○積立資産	××	(貸) 現金預金	××
------------	----	----------	----

(10.3.1 参照)

第 11 講 医療法人の会計

□1

医療法人は制度創設時から、利益を主要な目標とせず、剰余金の分配を禁じている。そのため、利益の追求や株主への剰余金分配など、株主等への投資情報の充実という観点からディスクロージャーを行おうとする民間企業に適用される企業会計は、医療法人にはそぐわないことがある。加えて利益の獲得を目的としない非営利法人であるため、その非営利性を担保する情報の充実が求められる部分が存在するためである。

□2

医療法人会計基準は、大規模な医療法人等に適用が義務付けられたものであるが、医療法人に適用が義務付けられる唯一の会計基準であり、その他の医療法人にも当然にその適用が推奨される。

しかし、医療法人の多くは事業規模が小さく、これらの法人がこの基準を適用しようとする、実務的に過度な事務負担が発生する可能性があるため、これを回避するための措置として簡便的な会計処理が認められている。

□3

医療法人会計基準は、大規模な医療法人等にのみ適用が義務付けられたものであり、その割合は全体の 1%にも満たないごく一部に過ぎない。そのため、データベースを構築しようとした場合、その基礎数値である財務数値等を収集するための会計基準が異なることがあり、これがデータの利用可能性を低減させる要因となる可能性が考えられる。

第 12 講 学校法人の会計

□1

学校法人会計基準において最も特徴的な概念として、基本金がある。学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが使命であるから、その諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持する必要がある。そのために必要な金額を事業活動収入のうちから留保したものが基本金である。当該金額については、事業活動支出に充てるべきではない、という考え方から、学校法人の事業活動収支計算は、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとされている。事業活動収入から基本金組入額を控除した額と事業活動支出の額が均衡するように運営することで、将来の資産更新（例えば老朽化による校舎の建て替え等）に備えて、必要な資金を留保することができる仕組みである。

（「12.3.1 会計基準の特徴とその根拠」を参考に、他の特徴を挙げてもよい。）

□2

私立学校振興助成法の制定以降、学校法人会計基準は私立学校振興助成法を根拠としていたが、2023年（令和5年）の私立学校法改正により、学校法人会計基準の根拠は私立学校法へ移された。これに伴い、学校法人会計基準は、私立学校振興助成法に基づく補助金の適正配分を主な目的とした基準から、私立学校法に基づくステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準へと生まれ変わり、すべての学校法人を対象に整備されることとなった。

□3

少子化や物価高騰などの影響により、学校法人を取り巻く経営環境が悪化する中で、学校法人は、多様なステークホルダーとの信頼関係を深め、そのニーズを反映しつつ、健全な経営を実現し、組織目的を実現することが求められている。学校法人に関する財務情報の利用目的を考えると、ステークホルダーのうち、学生・保護者等は、学校法人が継続的に教育研究活動を行うことができるか、学校法人が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究活動を行っているかなどに関心があると考えられる。また、資源提供者（債権者、寄附者、産業界等）の観点では、債権の回収可能性や経営状態の健全性、資源の提供目的に沿った教育研究活動により価値の創造や向上が期待されるかといった点に関心があると考えられる。所轄庁にとっては、教育研究活動の継続可能性を把握するための基本的な情報となる。

第 13 講 社会福祉法人の会計

□1

主な相違点として、まず設立根拠法や監督官庁が挙げられる。前者については社会福

祉法と会社法、後者については社会福祉法人が厚生労働省であるのに対し、営利企業は財務省、そして上場している場合には金融庁も関わる。事業目的については、営利企業が営利を目的とするのに対し、社会福祉法人では社会福祉事業を目的とする。

会計については、共通点としては、どちらも組織内部に自己資本を有している点が挙げられる。他方、営利企業が用いる企業会計の資本は利潤追求の源であって法的な持分がある。社会福祉法人には資本に類似するものとして基本金があるが、これは社会福祉事業のための源泉であって法的な持分はない。剰余金の配当も同様で、営利企業では分配可能だが社会福祉法人には禁止されている。営利企業が利益計算に主眼を置くのに対し、社会福祉法人は非営利法人として事業活動の成果や資金収支の計算を通じた事業の継続性や安定性等の情報提供に主眼を置いている。社会福祉法人の資金収支計算書は企業会計のキャッシュフロー計算書に類似する。だが、相違点として、キャッシュフロー計算書が現金や預金などの増減を表すのに対し、資金収支計算書は流動資産と流動負債の増減を表す。資金収支計算書は流動資産と流動負債の増減を示すことからキャッシュフローよりも広い範囲で資金の動きを表している。このように社会福祉法人会計基準は、営利企業のための企業会計はもちろんだが公益法人会計等の他の非営利組織法人会計とも異なる独自の会計基準が規定されている。

□2

社会福祉法人の会計の目的としては、福祉事業に必要な基本財産を受入れ、その財産の増減変化を正しくとらえて組織の管理責任を明らかにすることである。そのうえで、公益的な福祉目的を達成するために必要となる運営資金の収入及び支出を正しくとらえて、福祉事業そのものが現実に運営されているか否かを計数的に明らかにすることが求められる。

社会福祉法人の会計が果たすべき役割としては、社会福祉法人の事業運営に関する計数的な情報提供機能があげられる。社会福祉法人の非営利性や公益性に鑑み、会計の目指すところは寄付者から受け入れた基本財産について法人内部の管理運営責任を明らかにし、日常の福祉目的達成のために信託された介護保険費用や措置委託費等の収入及び支出を明らかにして、受託財産の会計管理責任と採算に十分配慮しながら受託資金の運用に関する会計責任を明らかにする「受託者会計」にあるといえよう。

□3

現行の社会福祉法人会計基準の主な特徴としては、社会福祉法人が行うすべての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とする統一会計基準であること、法人全体の財務状況を明らかにした経営分析が容易になったこと、そして外部への情報公開に資するものになったこと等が挙げられる。

改正理由として、従前の会計基準が福祉事業の性質に鑑み種類別に施設単位で適用されていたため、法人全体の経営状況の把握が困難であった点があげられる。これが改正によって会計基準が完全に一本化されたことで会計単位も法人単位に一本化され、法人全体での経営状況の把握ができるようになった。また、業務上横領などの相次ぐ法人ガバナンス

ス不全等の会計不祥事への対処が必要ということもあって、改正によって外部への情報公開の要請が高まった。これらの改正によって、法人に対する外部からの比較検討のための経営分析が容易になった。

第 14 講 その他の非営利組織の会計

□1

生協は、その参加者が組合員になり、出資をすることにより資金を持ち寄って利用・運営されており、「協同」という「相互扶助の精神」を基本として「自助」「共助」「公助」が相まった理念のもとに、様々なイベント企画や商品開発、店舗での商品購入や宅配、共済への加入や福祉・介護などの事業が実施されている。このような特性から、会計基準等にも次のような特徴がある。

(1) 決算関係書類の附属明細書における事業の種類ごとの損益の明細の開示

商品供給事業、利用事業、共済事業、福祉事業など、重要な事業ごとに区分した損益計算書を作成し開示することとされている。

(2) 剰余の会計処理

剰余金の組合員への配当等については、利用分量割戻しと出資配当がある。

(3) 組織再編時における資産及び負債の評価

企業会計では「パーチェス法」を採用しなければならないとされているが、生協は人的結合体であり、買収・支配という考えがなじまないことから、「持分プーリング法」によるものと規定されている。

(4) 医療事業を行う生協の固定資産の減損会計

固定資産減損会計について、医療事業を行う生協においても医療法人会計基準と同様に、企業会計の固定資産減損会計の例外規定を設けている。

(5) 区分経理

介護保険事業等の福祉事業を行う場合、福祉事業とそれ以外の事業（購買事業等）について、損益計算書のみにおいて、区分経理が求められている。

□2

JA は協同組合として組合員のために組合員金融としての信用事業を含む様々な異なる事業を実施していること、産業としての農業の特性、JA グループ全体として有機的な組織運営がなされていることなどの組織運営上の特性を有しているため、このような特性に基づき、次のような特徴がある。

(1) 部門別損益計算書の作成

事業年度ごとに部門別損益計算書（信用事業、共済事業、農業関連事業、生活その他事業の別）を作成し、通常総会に提出しなければならないとされている。

(2) 一般貸倒引当金の計上方法

農林水産省の見解として、JA や農業の特徴等から、貸倒れが毎年平均的に発生せず、

翌期以降に貸倒実績率に基づく一般貸倒引当金の金額を上回る貸倒れが発生するおそれがあることから、過年度の平均的貸倒実績率をそのまま用いるのではなく、他の引当率を用いることも許容されている。

(3) 固定資産の減損会計

JA は営利目的ではない農業関連施設、地域コミュニティ施設、生活関連施設等の固定資産の取得・保有をすることがある。これらは「共用資産」として、他の複数の固定資産グループを含めたより大きな単位で減損損失の兆候の判定し認識・測定を行うことが必要な場合が想定されている。

(4) 合併の会計処理

JA では吸収合併又は新設合併時において、その対象財産については、組合としての特性から、吸収合併又は新設合併の直前の帳簿価額を付す持分プーリング法を原則としている。

(5) 外部出資

JA グループ間における系統的な関係性から、農林中金・連合会等への出資である「系統出資」、系統外の株式会社等への出資である「系統外出資」、企業会計と同様の支配力基準に基づく子会社や関連法人等に対する出資である「子会社等出資」がある。

(6) 剰余金の配当

生協と同様に、JA 法では定款の定めにより、組合員の事業利用分量の割合に応じた事業分量配当があり、また、年8分以内において政令で定める割を超えない範囲内で払込済みの出資額に応じて出資配当をしなければならないとされている。

□3

JA や生協における商品の販売に関し、商品別粗利率の検討などの財務分析と同様に、供給種別（事業別、商品区分別等）ごとの供給剰余率を計算することで、供給種別ごとの効率性や価格設定の妥当性の判断が可能となる。さらに管理会計として、店舗別、地域別、期間別等のデータ区分の比較分析、時系列分析や商品別の GMROI（商品投下資本粗利益率＝売上総利益 ÷（平均棚卸資産残高 × 売上高原価率））の計算等により、運営管理がより有効になる。

また、供給原価および事業経費を固定費と変動費に分解することにより、事業別の損益分岐点分析を実施して事業別の効率的な損益管理を行うことも考えられる。

第 15 講 非営利会計の講義を終えるにあたりーラップアップー

□1

政府会計の将来展望としては次のとおりである。

(1) 中央政府

我が国における国家財政の悪化、国際的な地位の相対的な低下、グローバル競争環境下でのイノベーションの創出等の必要性などの観点から、公共性の確保に留意しつつ、自

律的・効果的・効率的な運営が求められている。

このような運営を確保するため、公的部門のガバナンスの観点からは、国民に対する徹底した情報公開と透明性を保証するような中央政府の財政・会計制度の在り方が求められているものと考えられる。

(2) 地方政府

少子高齢化、人口減少等など、地方公共団体が抱える社会的、経済的、財政的な課題を背景に、地方における様々な公共サービスの提供や公共インフラの維持が限界まできている。対策としては、収益力の向上と負債の適正な償還と圧縮による財務構造の改善、環境変化に対応した経営形態の見直しと経営合理化、地方公共団体間のネットワーク化や地域における知の拠点としての機能の発揮により、地方創生・地域活性化を進展していくことが重要となる。

これらを実現していくためには、会計情報の活用により経営改革を進展していくとともに、その成果を住民に対して説明していくアカウンタビリティの充実が重要となる。

□2

非営利組織会計の将来展望としては、非営利組織を取り巻く社会的課題の変化に対応した、柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくため、ステークホルダーとの信頼関係の構築・強化、生活インフラ・医療・福祉サービス等を提供するための地域ネットワークを活用した連携強化、組織自体のガバナンス体制の高度化や収益力の向上が必要となる。

そのためには、住民や非営利サービス利用者等に対して、比較可能で利用可能であり、かつ、わかりやすい会計情報を提供していくことが重要となってくる。目的や機能が異なる業務を実施している各種の非営利組織間においては、とりわけ、その比較可能性を保持することが重要であり、そのような観点から、共通のルールのもとで開示情報を提供することが、ステークホルダーの理解を得やすいものと思われる。そこで現状においては統一感が欠如している我が国の非営利組織の会計について、非営利組織全体の共通的な基盤となる「非営利会計モデル会計基準」をもとにしたうえで、各種の非営利組織の各会計基準を今後検討し、統一的な観点から会計基準を整備していく必要があるのではないかと考えられる。

□3

今後の非営利会計の学術研究は、「非営利会計情報のマネジメント活用重視から非営利会計自体の会計理論的研究へ」と進化させることが重要であると考えられる。すなわち、セクター分離論の立場から、非営利組織会計・政府会計に共通する概念フレームワークや認識・測定・開示に係る基礎的な会計理論をより一層発展させ、企業会計の基礎概念を批判的に検討しながら、政府組織・非営利組織が置かれている環境や行動規範を意識しつつ、非営利会計独自の会計理論を展開していくような、研究の深化が求められるべきであろう。

また、昨今の企業会計では、非財務的な要因に係る情報の影響が大きくなってきている。非営利会計では、財務情報以外の非財務情報の重要性は従前から識別され、非財務情報が意思決定に果たす影響に着目されてきたため、非営利会計と企業会計の融合的な学術

研究が、今後はより一層有用で意義のあるものになると考えられる。